

「浦添市農水産業等事業継続支援金」 Q & A

Q. 支援金の目的は。

A. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している農業及び漁業を営む事業者が、感染症の拡大時期においても、事業資金の補填や生活環境悪化の防止、生産意欲の維持ができ、事業継続ができるよう支援していきたいと考えています。

Q. 市内在住で市外の農地（漁協）で事業をしているが、対象となるか。

A. 居住地が市内であることが要件となっているため、市外で農業を営んでいる方や市外の漁協に所属して漁業を営んでいる方でも、浦添市に住民登録がある方は対象となります。また、市外在住の方は浦添市で農業や漁業を営んでいても対象外となります。

Q. 農業者や漁業者とは、どのような条件で、どのように確認するのか。

A. 令和元年分の農業・漁業に係る事業収入が年間 15 万円以上あることとしており、確定申告書等の写しで確認します。なお、当該収入に農業・漁業以外の収入（給与収入等）を含めることはできません。

Q. 令和元年分の確定申告又は市県民税申告を支給対象の要件としているのはなぜか。

A. 支給要件として「15 万円以上の収入額」と「3 割以上の減少率」を設けており、確認のために必要となります。また、申告をされた人と未申告の人とで不公平を生じさせないためとなっています。

Q. 特段の事情により令和元年中の農業又は漁業に係る事業収入が 15 万円に満たなかった場合でも、対象とならないのか。

A. 令和元年中の新規事業者や、不測の事態により令和元年中の収入が極端に少なかった場合など、特段の事情がある場合は、年間の事業収入が通常であれば 15 万円以上見込んでいた資料や、当該事情を証明できる資料を提出することにより、対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

Q. 農業又は漁業に係る事業収入の減少はどのように確認するのか。

A. 農業⇒令和元年分の事業収入の月別売上等が確認できる帳簿等の写しと、令和2年2月以降の対象月の事業収入の売上等が確認できる帳簿等の写しを比較して確認します。

漁業⇒令和元年分の月別水揚げ額が確認できる証明書等と、令和2年2月以降の対象月の水揚げ額が確認できる証明書等を比較して確認します。

Q. 国・県・市が実施する他の補助金制度との重複は可能か。

A. 基本的には、重複の申請は可能とします。ただし、本支援金の交付を受けた後に他の類似の支援金制度について、支援金額の範囲内において重複ができない場合があるので、それぞれの制度の支給要件をご確認ください。

Q. 申請はどのようにするのか。

A. 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できるだけ申請書等の取得については市のホームページからのダウンロード、申請書等の提出については郵送での申請をお願いしています。不明な点がある場合などはお電話でのご案内もしていますので、ご協力お願いします。

Q. 申請から支給されるまでどの程度の期間を要するか。

A. 申請内容に不備がない場合は、市が申請書を受領してから概ね2週間程度で支給（口座へ振込み）される予定です。